

震災の影響により漁業が再開できず お困りの漁業者の皆様へ

「漁業復興担い手確保支援対策事業」のごあんない

たとえば

「漁業は続けたいが再開のめどが立たない」とお悩みの方



若手漁業者(45歳以下※)

①研修

②水産庁より月18.8万円支援



早期復旧した漁業者

③就労に応じ
アルバイト
代を支給

※ 所属する漁協から認められた場合は49才以下

漁業者相互の“支え合い”による取り組みを応援！！

いち早く復旧した漁業者が被災漁業者を受け入れる相互扶助の取組を水産庁が支援し、震災に伴う離職・廃業を予防する事業です。

事業活用のポイント

- 1 事業対象は千葉以北太平洋岸で被災した若手漁業者。
- 2 受け入れ側の漁業者は漁労長かそれに準じる経験者。
- 3 1日2時間以内の研修として支援（漁業種類は問いません）。
- 4 受け入れは同じ漁協内でも他地域でも構いません。

さらに！

漁業再開・レベルアップに向け、関連資格の習得をしませんか？ <資格等取得支援事業>

漁業の再開時に必要となる知識や技術習得のための講習に対し、その負担費用を支援します。

(活用例) ●既にお持ちの海技士資格について、さらに上位の資格取得のための講習／●水揚時等に必要となるフォークリフトやクレーンの講習／●漁業経営に必要な経理・税務などの講習／●鮮度保持など付加価値向上に資する講習 など

(対象者) 北海道から千葉県において大きな水産関係の被害が発生した地域の若青年漁業者(原則45歳まで)

(申込み) 漁連や漁協単位などで効率的な実施方法を計画し、全国漁業就業確保育成センターにお申し込みください。

被災された若手漁業者を 受け入れ中の漁業者の方はいませんか？

技術指導を伴う受け入れに対し、水産庁より支援があります

事業活用のポイント

- 1 事業対象は千葉以北太平洋岸で被災した若手漁業者。
- 2 受け入れ側の漁業者は漁労長かそれに準じる経験者。
- 3 1日2時間以内の研修として支援（漁業種類は問いません）。
- 4 受け入れは同じ漁協内でも他地域でも構いません。
- 5 これから新たに受け入れる場合も対象となります。

たとえば

被災した漁業者を受け入れ、指導しているベテラン漁師の方

②水産庁より月18.8万円支援



早期復旧した漁業者

①研修

③就労に応じ
アルバイト
代を支給



若手漁業者(45歳以下※)

※ 所属する漁協から認められた場合は49才以下

漁業者相互の“支え合い”による取り組みを応援！！

いち早く復旧した漁業者が被災漁業者を受け入れる相互扶助の取組を水産庁が支援し、震災に伴う離職・廃業を予防する事業です。

お問い合わせ

全国漁業就業確保育成センター（担当 中村 木佐真）

〒101-0061 東京都千代田区三崎町3-1-16 神田アメリックスビル8階(株)アール・ビー・アイ内

TEL：03-5215-5690(直通) FAX：03-5212-3414

Eメール：info@ryoushi.jp

URL：http://ryoushi.jp



<事業の活用に応じた条件>

「漁業復興担い手確保支援対策事業」には以下の2種類があります。

A. 若青年漁業者研修(若手漁業者を受け入れる事業)

1人受入※1につき**188,000円※2** / 月以内の謝金が**最長2年※3**支払われます

○若手漁業者の条件

- 漁業者で、被災時の年齢が45歳以下であること。(所属する漁協から中核漁業者と認められた場合は49歳以下。)
- 千葉県以北(北海道・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)で被災したため、漁業・養殖業ができない状態にあること。
- 漁業再開の意思があり(既に再開した者も含む)、かつ当面漁業再開が見込めないこと。

○指導漁業者の条件

- 漁労長または漁労長と同様の技術を有していること。
- 被災前に受入漁業者と同じ船や定置網等で、一緒に操業した経験がないこと。

(注)※1 1人の指導漁業者が担当できる人数は2人以内です。

※2 (算出内訳)4,700円/時×2時間/日×20日/月

※3 平成23年度以内に自身の漁業の再開が見込まれるか、既に再開している場合は最長6ヶ月です。

B. 漁家子弟研修(新たに漁業に就業する漁家の子弟を受け入れる事業)

1人受入※4につき**94,000円※5** / 月以内の謝金が**最長2年**支払われます

○漁家子弟の条件

(岩手県・宮城県・福島県の漁家子弟の場合)

(北海道・青森県・茨城県・千葉県の漁家子弟※6の場合)

- 漁業未経験または被災時に漁業着業1年未満。
- 漁業未経験または被災時に漁業着業1年未満。
- 親、兄弟の漁船や養殖施設、定置網等が被災。

○指導漁業者の条件

- 未経験者に対して指導することができる技術・経験を有していること。(親・兄弟でも可。)

(注)※4 1人の指導漁業者が担当できる人数は2人以内です。

※5 (算出内訳)4,700円/時×1時間/日×20日/月

※6 親、兄弟の漁船や養殖施設、定置網等が被災したことの証明が必要です。

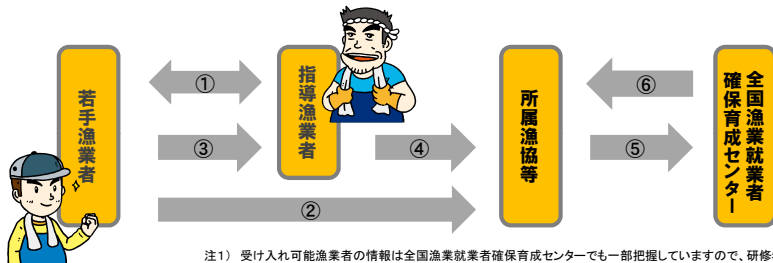
指導漁業者の皆様へ
—お願い—

研修時間は1日1～2時間が上限なので、その他の時間を利用し、漁業に従事していただき結構です。その場合は賃金・労働時間等を定め書面で取り交わす等、双方合意の上で、開始されるようお願いいたします。

このほか、座学研修指導謝金、研修生装備品、損害保険料等、研修先までの旅費、研修先での住居費が支給されます。支給に当たってはそれぞれ条件があります。詳細は全国漁業就業確保育成センターまでお気軽にお問い合わせください。

<事業の手続きのながれ>

- ① 相対によるマッチング。
- ② 所属漁協等に「確認書」作成依頼(若青年漁業者研修の場合のみ)。
- ③ 研修生誓約書作成。
- ④ 研修計画書等作成。
- ⑤ 全国漁業就業確保育成センターへ書類一式提出。
- ⑥ 研修計画承認。指導開始。

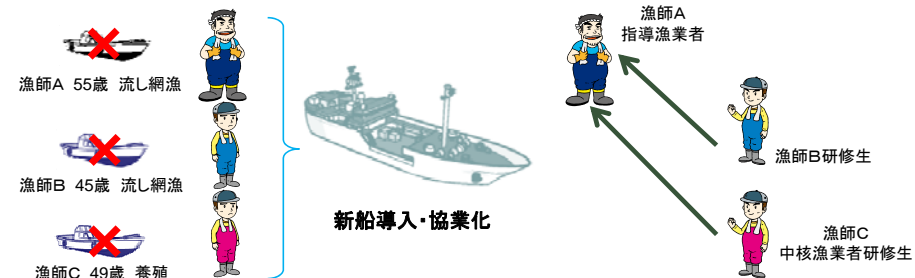


注1) 受け入れ可能漁業者の情報は全国漁業就業確保育成センターでも一部把握していますので、研修希望者はお問い合わせください。
注2) 指導謝金は、全国漁業就業確保育成センターより指導漁業者所属漁協等を經由によるお支払いとなります。

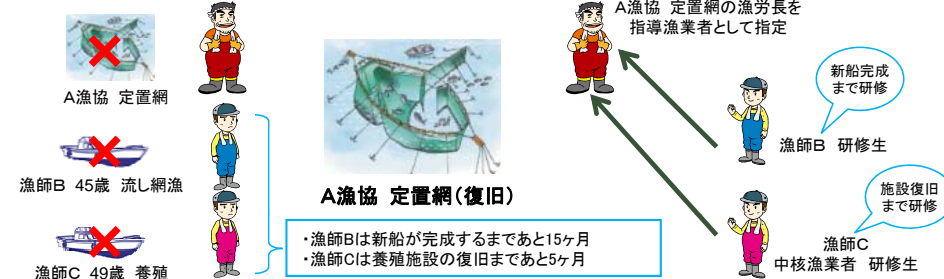
<制度活用の例>

A. 若青年漁業者研修の例

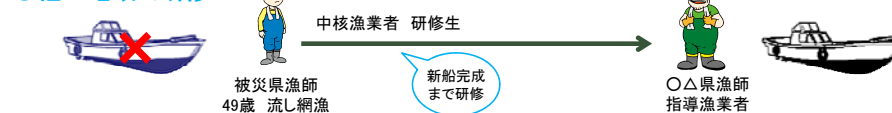
●同じ漁協内で新船導入を行い協業化



●同じ漁協内で復旧した定置網で研修

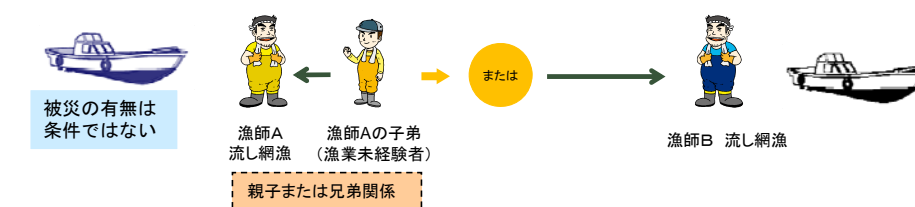


●他の地域で研修



B. 漁家子弟研修の例

●岩手県、宮城県、福島県の漁家子弟



●北海道、青森県、茨城県、千葉県の漁家子弟

